

高岡市脱炭素先行地域環境啓発拠点整備実施設計業務委託特記仕様書

第1 業務概要

1 業務名称（高岡市脱炭素先行地域環境啓発拠点建築実施設計業務（以下、「本業務」という。））

2 計画施設概要

- (1) 施設名称 （ 御旅屋セリオ ）
- (2) 施設の場所 （ 富山県高岡市御旅屋町101 ）
- (3) 整備対象 （ 3階 ）
- (4) 施設用途 （ 商業施設 ）

令和6年1月9日国土交通省告示第8号 別添二 類型第5号（第2類）とする。

3 設計と条件

(1) 敷地等の条件

- ア 敷地の面積（ 5,908 m² ）
- イ 用途地域及び地区の指定（ 都市計画区域内 商業地域 防火地域 ）

(2) 施設の条件

- ア 延床面積（ 28,538.58 m² ）
- イ 整備対象の床面積（ 約2,400 m² ）
- ウ 主要構造等 （ 鉄骨造 ）
- エ 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震計画基準」による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

- (ア) 構造体 ・ III類
- (イ) 建築非構造部材 ・ B類
- (ウ) 建築設備 ・ 乙類

エ その他 建築基準法、富山県建築基準法施行条例、高岡市建築基準法施行細則による。

(3) 建設の条件

- ア 工事費（ 約280,000千円（税抜） ）
- イ 建設工期（ 令和9年度予定 ）

4 履行期間 令和 8年 10月30日（金）（予定）

本業務の成果物を基に、工事を円滑に進めるため、契約締結後に選定される工事請負業者に対し、本設計の意図、内容、注意点等について適切に説明し、質疑応答に対応するなど、責任をもって円滑な情報共有を行うものとする。

第2 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、建築設計業務委託共通仕様書による。

1 本業務の履行

受注者は、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

2 設計業務の範囲

- (1) 一般業務
 - ア 実施設計

- ・ 建築（意匠）実施設計
- ・ 建築（構造）実施設計
- ・ 電気設備実施設計
- ・ 機械設備実施設計

イ 設計意図伝達

- ・ 設計意図を請負者等に正確に伝える業務

(2) 追加業務

- ・ 建築積算業務（数量積算、見積徴収、見積比較、単価入力）
- ・ 電気設備積算業務（数量積算、見積徴収、見積比較、単価入力）
- ・ 機械設備積算業務（数量積算、見積徴収、見積比較、単価入力）
- ・ 透視図作成〔種類（内観パース）、判の大きさ（A3）、枚数（5枚程度）、別途PDF形式による提出
- ・ 色彩等計画書の作成（仕上げ材（設備機材等を含む）の色彩、柄等について計画書とする。）
- ・ リサイクル計画書の作成業務
設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。
- ・ 概略工程表の作成
- ・ 計画通知申請手続き業務（改修内容により必要となった場合）
- ・ アスベスト分析調査（検体数は天井・壁・床 計3箇所を予定）
- ・ 外部の説明会や会議等に必要な資料の作成及び出席

5 業務の実施

(1) 一般事項

ア 実施設計業務は、指示された設計と条件、高岡市脱炭素先行地域環境啓発拠点整備基本構想及び適用基準等によって行う。

イ 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

ア 業務着手時

イ 監督員又は管理技術者が必要と認めたとき

ウ 2週間に一回程度

エ その他（成果品の提出前）

(3) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

年度版は特記なき場合、最新版を使用するものとする。

a.共通

- ・ 官庁施設の基本的性能基準
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- ・ 官庁施設的环境保全性基準

※環境保全性の検証は行わないこととする

- ・高岡市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル
- ・高岡市建築構造設計基準

b. 建築

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)
- ・建築物解体工事共通仕様書
- ・建築工事監理指針
- ・建築改修工事監理指針
- ・建築設計基準
- ・建築構造設計基準
- ・建築工事標準詳細図

c. 建築積算

- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築数量積算基準
- ・建築工事内訳書標準書式・同解説
- ・公共建築工事見積標準書式(建築工事編)

d. 設備

- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・電気設備工事監理指針
- ・機械設備工事監理指針
- ・雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ・建築設備耐震設計・施工指針
- ・建築設備設計計算書作成の手引

e. 設備積算

- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築設備数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)・同解説
- ・建築工事内訳書作成要領(設備工事編)
- ・公共建築工事見積標準書式(設備工事編)

(4) 資料の閲覧

閲覧資料	摘要
竣工図（建築、電気設備、空調設備、衛生設備） 構造計算書	

閲覧場所（高岡市生活環境文化部脱炭素推進課）

閲覧時期（令和8年3月16日～30日）

閲覧にあたっては、高岡市生活環境文化部脱炭素推進課まで事前に電話連絡すること。

(5) 資料の貸与及び返却

貸与資料	摘要
竣工図（建築、電気設備、空調設備、衛生設備） 構造計算書	

貸与場所（高岡市生活環境文化部脱炭素推進課）

貸与時期（契約締結後） 返却時期（履行期限）

返却場所（高岡市生活環境文化部脱炭素推進課）

(6) 成果物の提出場所（高岡市生活環境文化部脱炭素推進課）

6 成果物

(1) 実施設計

成果物（参考）	原図	縮小版	縮尺等	摘要
建築物概要書 ・ 仕様書 ・ 仕上表 ・ 面積表及び求積図 ・ 付近見取図 ・ 配置図 ・ 平面図 ・ 断面図 ・ 短形図 ・ 展開図 ・ 天井伏図 ・ 平面詳細図 ・ 断面詳細図 ・ 部分詳細図 ・ 建具表 ・ 家具詳細図 ・ 仮設計画図 ・ 工事費概算書 ・ 計画通知書他（用途変更）	不要 以下同じ	2部 以下同じ	適宜 以下同じ	改修内容による

建築構造	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書 構造基準図 伏図 軸組図 部材断面表 部分詳細図 構造計算書 工事費概算書 	不要 以下同じ	2部 以下同じ	適宜 以下同じ	改修内容による 以下同じ
------	--	------------	------------	------------	-----------------

電気設備	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書 付近見取図 配置図 幹線系統図 電灯、コンセント設備平面図 動力設備平面図 通信・情報設備系統図 通信・情報設備平面図 火災報知等設備系統図 火災報知等設備平面図 部分詳細図 工事費概算書 各種計算書 	不要 以下同じ	2部 以下同じ	適宜 以下同じ	改修内容による 以下同じ
------	--	------------	------------	------------	-----------------

機械設備	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書 付近見取図 配置図 給排水衛生設備配管系統図 給排水衛生設備配管平面図 消火設備系統図 消火設備平面図 排水処理設備図 空調設備系統図 空調設備平面図 換気設備系統図 換気設備設計図 その他設置設備設計図 部分詳細図 工事費概算書 各種計算書 	不要 以下同じ	2部 以下同じ	適宜 以下同じ	改修内容による 以下同じ
------	--	------------	------------	------------	-----------------

(2) 追加業務

	成果物（参考）	原図	縮小版	縮尺	摘要
追加業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築工事積算数量算出書 ・ 建築工事積算数量調書 ・ 建築積算数量調書チェックリスト ・ 電気設備工事積算数量算出書 ・ 電気設備工事積算数量調書 ・ 電気設備積算数量調書チェックリスト ・ 機械設備工事積算数量算出書 ・ 機械設備工事積算数量調書 ・ 機械設備積算数量調書チェックリスト ・ 工事費内訳書 ・ 見積書 ・ 見積比較表 ・ 透視図 ・ リサイクル計画書 ・ 概略工事工程表 ・ サイン計画書 ・ 家具計画書 ・ 色彩等計画書 	適宜 以下同じ	2部 以下同じ	適宣 以下同じ	原本及びPDF

・ 設計原図の材質等（建築総合、建築構造、電気設備、機械設備共通）

- ・ 設計原図の大きさ ・ A3版
- ・ 設計原図の材質 ・ 普通紙
- ・ 設計原図収納ケース ・ A3版

・ 成果品データについて

- ・ CAD形式は、Jw_cad形式及びPDF形式とする。
尚、PDF形式は原図サイズにて出力する。
- ・ 工事費内訳書等の形式は、Excel形式及びPDF形式とする。
- ・ 成果品は、CD等の記憶媒体に書き込み、提出すること。
- ・ 建築（構造）の成果図書は、建築（意匠）実施設計の成果図書の中にも含めることもできる。
- ・ CADデータ（JWW）のレイヤー構成等については、業務着手時に監督員と協議する。
- ・ 成果品を監督員へ提出する際は、提出物リストを作成し提出すること。

・ 成果品の取り扱い

- ・ 成果品に係る全ての権限は、発注者に移譲するものとする。
- ・ 業務完了後、成果品に瑕疵が発見された場合、発注者の指示に従い必要な処置を受注者の負担において行う。